

鳥取労働局

カスハラ対策 同一労働同一賃金ガイドライン 改正等説明会

参加費
無料

事前
予約制

先着順

2026年
10月1日より

カスタマーハラスメント、
求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。
本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

日 時

2026年 **8/21** (金) 14:00～ (受付開始 13:30)

会 場・定 員

- ①とりぎん文化会館 第1会議室（鳥取市尚徳町101番地5）（定員120名）
- ②オンライン（定員80名）【Webで説明会受講可（Zoom使用（資料、ID及びパスコードは8月18日以降に鳥取労働局HPにて公開します。））】

プログラム

※申込〆切 8月14日（定員に達し次第、募集終了）

・「カスタマーハラスメントへの対応」

カスタマーハラスメントの判断基準や社内ルールの整備、発生時の実践的な対応方法、企業リスクや判例について、わかりやすく解説します。

講師 松下敬志 弁護士

弁護士法人TNLAW支所 鳥取総合法律事務所 所属



- ・カスハラ、就活セクハラに係る改正法の内容について（鳥取労働局）
- ・同一労働同一賃金ガイドライン改正について（鳥取労働局）
- ・働き方改革サポートオフィス鳥取のご案内（働き方改革サポートオフィス鳥取）
- ・個別相談会（会場参加者のみ）

申し込み

「あかるい職場応援団」（厚生労働省が運営するポータルサイト）
からお申し込みください。

●お申し込みのURL

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/briefing_session/#tottori

「あかるい職場応援団」HP



問い合わせ先

鳥取労働局雇用環境・均等室
〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9
0857-29-1709

労働施策総合推進法等改正のポイント

カスタマーハラスメントって？

職場での「カスタマーハラスメント」とは、①～③を全て満たすものをいいます。

- ①顧客等の言動であって、
- ②そこで働く労働者が従事する業務の性質・その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

カスタマーハラスメントって？

職場での「カスタマーハラスメント」とは、①～③を全て満たすものをいいます。

- ①顧客等の言動であって、
- ②そこで働く労働者が従事する業務の性質・その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントって？

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

- 求職者等：求人への応募者のほか、企業の採用に資する活動への参加者や、教育実習や看護実習などの実習を受けるものを含みます。
- 求職活動等：企業の採用面接への参加、就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習・看護実習等の受講 etc・・・

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- 事業主の方針の明確化とその周知啓発
- 相談体制の整備
- 求職者ハラスメント発生後の迅速・適切な対応 etc・・・

同一労働同一賃金ガイドライン等改正のポイント

雇い入れ時の労働条件明示事項が

追加されます！

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項として、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります（違反した者は10万円以下の過料に処されます）。

☐ 昇給の有無	}	現行の 明示事項
☐ 退職手当の有無		
☐ 賞与の有無		
☐ 相談窓口		
☐ 待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨	}	新たな 明示事項

「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されます！

パートタイム・有期雇用労働法では、同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、待遇について不合理な差を設けることを禁止しています（いわゆる「同一労働同一賃金」）。

新たに「同一労働同一賃金ガイドライン」に次の内容が追加されます。

- 賞与・退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当
- 福利厚生施設の料金・割引率等の利用条件
- 病気休暇、夏季冬季休暇
- 褒賞

雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わります！

- 必要な職業訓練の実施や自ら教育訓練等を受ける機会確保の援助
- 公正な評価に基づく賃金決定
- 過半数を代表する者の要件等の留意
- 福利厚生施設の利用に関する便宜供与の配慮
- 正社員転換推進措置の実施方法等についての配慮
- 待遇差についての説明方法に関する工夫
- 労使の話し合いの促進のための配慮
- 雇用管理の改善等に関する情報の公表

問い合わせ先

鳥取労働局雇用環境・均等室
〒680-8522 鳥取市富安2丁目89-9
0857-29-1709

